

岩手県医療局告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、県立病院等事業の業務に係る金銭の収納に関する事務（宿直業務の範囲内のものに限る。）を平成18年4月1日次のとおり委託した。

平成18年5月19日

岩手県医療局長 法 貴 敬

県立病院等の名称	受託者	
	住 所	名 称
岩手県立大船渡病院	盛岡市大通三丁目3番10号	協栄テックス株式会社
岩手県立江刺病院	北上市幸町2番5号	北上ビルメン株式会社